

その質問、不適切です！

採用選考では、応募者本人の適性と能力に基づいた採用基準とするよう事業主に周知・啓発しています。

採用面接時に多い不適切な質問・指示事例

- ☐ 次の面接に進む前に、戸籍謄本を提出してください
- ☐ ご家族のお仕事について教えてください
- ☐ 大きな家にお住まいのようですが、働く必要があるのですか
- ☐ 先日行われた選挙には行きましたか
- ☐ あなたの購読新聞や愛読書があれば教えてください

不適切なエントリーシート項目事例

- ☐ 本籍や帰省先記入欄
- ☐ 家族構成や家族の連絡先記入欄
- ☐ 思想や信条に関すること、愛読書欄

上記のような質問があった場合、その他ご不明な点があれば
お近くのハローワークにご相談ください

「就職活動をしている大学生、短期大学生、専門学校生の皆さまへ」

就職活動終了後に「公正な採用選考に係るアンケート調査」へのご協力をお願いします。

右記の二次元コードを読み込んでアンケートにお答えください。



(求職者のみなさまへ)

詳しくは
公正採用選考特設サイト



出身は
どこ？

親の
職業は？

何人
兄弟？



その質問： 「面接」で必要？



「大学生、短期大学生、専門学校生の皆さまへ」

アンケートにご協力ください。
※詳細は裏表紙をご覧ください。

採用面接やエントリーシートで聞かれていませんか？

本籍や出身地、家族構成や親の職業、住居の状況、購読新聞や愛読書等、仕事をするうえで必要のない事項について、たずねられたことはありませんか。

厚生労働省は、本人の適性や能力に関係のないこれらの事項によって採否が決定されないように、事業主に周知・啓発しています。

ハローワークでは、事業主に対して、応募者に広く門戸を開き、適性・能力に基づいた採用基準による「公正な採用選考」を実施するよう周知・啓発しています。ポイントは以下の2点です。

① 応募者に広く門戸を開く

・出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすること

② 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

・応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行うこと

※職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）」は、そもそも本人の適性・能力とは関係ないことです

「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）」など就職差別につながるおそれのある具体的な内容は以下のとおりです。

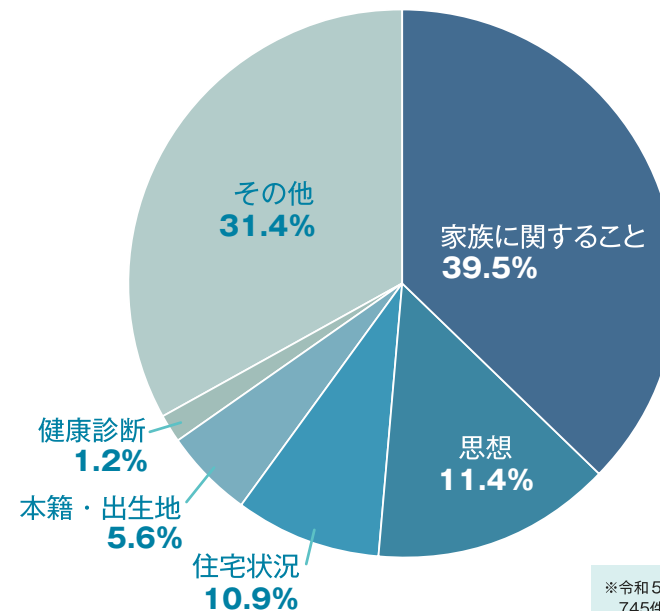
就職差別につながるおそれがある14事項

本人に責任のない事項	本来自由であるべき事項 (思想・信条にかかわること)	採用選考の方法
本籍・出生地	宗教	身元調査などの実施
家族 (職業・続柄・健康・病歴・地位・ 学歴・収入・資産など)	支持政党	本人の適性・能力に関係ない事項を 含んだ応募書類の使用
住宅状況 (間取り・部屋数・住宅の種類・ 近隣の施設など)	人生観・生活信条など	合理的・客観的に必要性が認められない 採用選考時の健康診断の実施
生活環境・家庭環境など	尊敬する人物	
	思想	
	労働組合(加入状況や活動歴など)、 学生運動などの社会運動	
	購読新聞・雑誌・愛読書など	

※ここに記載したものに限られるわけではありません

不適切な採用選考の実態

応募者から「適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」についての質問が多くを占めています。



※令和5年度にハローワークで把握した745件の内訳

求職者等の個人情報の取扱いについて

- ・職業安定法では、事業者は募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際には、業務の目的を明らかにし、業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています
- ・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報
- 思想及び信条
 - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

違反したときは

- ・違反行為をした事業者は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります